

平成 26 年 5 月 7 日

個人のお客さま 各位

株式会社 北洋銀行

## NISA 口座開設お申込時の「住民票取得代行サービス」を再開します

北洋銀行では、NISA口座開設お申込時の「住民票取得代行サービス」のお取扱を、平成 26 年 5 月 7 日(水)より再開いたします。

昨年度、期間限定のキャンペーン特典としてご利用いただいております「住民票取得代行サービス」を、お客さまの利便性向上のためこの度再開するものです。

これにより、同サービスは北洋銀行でNISA口座の開設をお申込みいただくお客さまには、いつでも無料でご利用いただけます。

当行では、多様化するお客さまの資産運用ニーズへの的確に対応するとともに、利便性の向上に努め、今後ともお客さまの期待に応えるベストパートナーとして、一層のサービス向上に努めてまいります。

以 上

### 〈住民票取得代行サービスについて〉

- 本サービスは、NISA 口座開設のお申込を投資信託取扱店窓口または北洋投信ダイレクト経由のメールオーダーによりお手続きいただく場合にご利用いただけます。
- 本サービスのお取扱は、予告なく中止させていただく場合がありますのでご了承ください。
- 住民票の取得は、当行の業務委託先である株式会社ジンテックが行います。株式会社ジンテックは、お客さまからの委任に基づく代理人として住民票の取得を行います。
- 平成 25 年 1 月 1 日以降に異なる市区町村に転居された方は、住民票に代わり「除票」を取得させていただきます。
- 株式会社ジンテックがお客さまの代理人として取得した住民票は、非課税口座開設手続の必要書類として当行が受領しますので、お客さまにお渡しすることはできません。
- 当行が受領したお客さまの住民票は、非課税口座開設手続のためにのみ利用するもので、他の目的で利用することはございません。
- 住民票の取得までに最大 2 ヶ月程度を要する場合がございます。
- 市区町村によっては、委任状をご提出いただいた場合でも住民票の交付を拒否される場合がございます。この場合、当行からお知らせいたしますので、大変お手数ですがお客さまご自身で住民票を取得のうえ当行にご提出くださいますようお願いいたします。

### 〈NISA 口座の開設について〉

- NISA 口座は、すべての金融機関を通じてお一人のお客さまにつき 1 口座のみ開設することができます。なお、NISA 口座開設後は、平成 29 年 12 月 31 日までの間、取扱金融機関を変更することができません<sup>※</sup>。  
※平成 26 年度の税制改正により、平成 27 年以降は一定の手続の下で取扱金融機関の変更および再開設が可能になります。  
ただし、既に NISA 口座で買付している場合、当該年分については金融機関の変更および再開設ができません。
- NISA 口座の開設には、ご本人さま名義の投資信託お取引口座を当行にお持ちいただいている必要があります。投資信託お取引口座を持ちでない場合、あわせて開設いただく必要があります。なお、投資信託のお取引口座開設手続は、当行窓口でのお取扱となります。投資信託お取引口座開設に必要な書類等は以下のとおりです。
  - ・本人確認書類(運転免許証、住民票の写し、健康保険の被保険者証など)
  - ・投資信託のお届印また、NISA 口座開設時は以下の書類も必要です。
  - ・基準日住所確認書類<sup>※</sup>(基準日時点の住所が確認できる住民票の写し、除票の写し等)。  
※確認書類については、有効期限の定めのあるものは有効期限内のものを、有効期限の定めのないものは 6 ヶ月以内に作成されたもので、現在のお名前、ご住所、生年月日の記載があるものをご提出ください。なお、「住民票取得代行サービス」をご利用の場合はご自身でご用意いただく必要はございません。
- 東京支店、札幌医大病院出張所、千歳空港出張所ではお取扱しておりません。



上手に貯めて  
しっかり運用



# NISA

ニーサ

少額投資非課税制度

NISAを利用して投資信託に投資すると、

「値上がり益」と「分配金(普通分配金)」が **非課税**になります。

北洋銀行でNISA口座の開設をお申込みいただくと、

ご希望により、お手続きに必要な **住民票の写し** を、

当行がお客さまに代わって **無料でご用意** します!!\*



\*「住民票取得代行サービス」をご利用いただくには、当行所定の書面にご記入・押印いただく必要がございます。

## 少額投資非課税制度 (NISA) のポイント

- 1 平成26年から平成35年まで**毎年100万円**の非課税投資枠  
毎年100万円の非課税投資枠が設定されます。この枠内で新たに投資したものが非課税の対象となります。
- 2 それぞれ投資をはじめた年から**最長5年間**の非課税期間  
非課税投資枠の設定後、5年目の年末までが非課税期間となります。
- 3 株式投資信託・上場株式等の**譲渡所得・配当所得が非課税**  
「値上がり益」と「分配金(普通分配金)」にかかる税金が非課税となります。
- 4 非課税投資総額は**最大500万円**  
毎年100万円の非課税投資を継続することにより、ある年(最短で平成30年)における非課税投資総額は、最大で500万円(100万円×5年間)となります。

ご不明な点等があれば、投資信託のお取引店または下記フリーダイヤルまでお問合せください

(フリーダイヤルにお問い合わせいただいた場合でも、内容によってはお取引店にご確認いただくことがございますので、ご了承ください)

少額投資非課税制度(NISA)の制度内容・お手続きについてのお問合せ  
北洋投信ダイレクトの操作方法等についてのお問合せ

北洋投信ダイレクト・ヘルプデスク  **0120-345-432**

受付時間 / 平日9:00~17:00 (土・日・祝日および12月31日~1月3日を除く)

投資信託・公共債の商品内容に関するお問合せ

投信・公共債  **0120-824-014**

受付時間 / 平日9:00~17:00 (土・日・祝日および12月31日~1月3日を除く)

- 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は、平成26年5月1日現在の法令等をもとに当行が作成したもので、将来変更される可能性があります。
- 「住民票取得代行サービス」は、NISA口座開設のお申込を、投資信託取扱店窓口または北洋投信ダイレクト経由のメールオーダーによりお手続きいただく場合にご利用いただけます。なお、「住民票取得代行サービス」のお取扱は、予告なく中止させていただく場合がありますのでご了承ください。

## NISA口座の開設について

- NISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人のお客さまにつき1口座のみ開設することができます。なお、NISA口座開設後は、平成29年12月31日までの間、取扱金融機関を変更することができません。  
※平成26年度の税制改正により、平成27年以降は一定の手続の下で取扱金融機関の変更および再開設が可能になります。ただし、既にNISA口座で買付している場合、当該年分については金融機関の変更および再開設ができません。
  - NISA口座の開設には、ご本人さま名義の投資信託お取引口座を当行にお持ちいただいている必要があります。投資信託お取引口座を持ちでない場合、あわせて開設いただく必要があります。なお、投資信託のお取引口座開設手続は、当行窓口でのお取扱となります。投資信託お取引口座開設に必要な書類等は以下のとおりです。
    - ・本人確認書類(運転免許証、住民票の写し、健康保険の被保険者証など)
    - ・投資信託のお届印
- また、NISA口座開設時は以下の書類も必要です。
- ・基準日住所確認書類※(基準日時点の住所が確認できる住民票の写し、除票の写し等)。  
※確認書類については、有効期限の定めのあるものは有効期限内のものを、有効期限の定めのないものは6ヵ月以内に作成されたもので、現在のお名前、ご住所、生年月日の記載があるものをご提出ください。なお、「住民票取得代行サービス」をご利用の場合はご自身でご用意いただく必要はございません。
- 東京支店、札幌医大病院出張所、千歳空港出張所ではお取扱しておりません。

## NISAご利用にあたっての留意点

- NISA口座でご購入いただいた投資信託を売却した場合でも、売却相当額の非課税枠を再利用することはできません。
- 未利用の非課税枠を翌年以降へ繰越すことはできません。
- NISA口座から払い出された投資信託の取得価額は払出日の時価となります。
- NISA口座でご購入いただいた投資信託に関し分配金の再投資が行われる場合、NISA口座での分配金支払時点においてその年の非課税枠の上限額(100万円)に達するまではNISA口座でのお買付とし、枠を超えた分配金は課税口座(特定口座や一般口座)でのお買付となります。
- NISA口座で生じた損失については、他の課税口座で発生した譲渡益や配当等との損益通算ができません。
- 投資信託の特別分配金はもともと非課税なので、NISA口座における非課税のメリットとは関係がございません。
- NISA口座で保有している投資信託は、非課税のまま他の金融機関に移管することができません。
- 当行の非課税口座でお取引いただける金融商品は、当行取扱の投資信託に限られます。当行での取扱がない投資信託や株式のお取引にはご利用いただけません。
- 非課税の対象となるのはNISA口座で新たに購入いただく投資信託に限られます。既に特定口座等でお持ちの投資信託をNISA口座でお持ちいただくことはできません。

## 住民票取得代行サービスについて

- 住民票の取得は、当行の業務委託先である株式会社ジンテックが行います。株式会社ジンテックは、お客さまからの委任に基づく代理人として住民票の取得を行います。
- 平成25年1月1日以降に異なる市区町村に転居された方は、住民票に代わり「除票」を取得させていただきます。
- 株式会社ジンテックがお客さまの代理人として取得した住民票は、非課税口座開設手続の必要書類として当行が受領しますので、お客さまにお渡しすることはできません。
- 当行が受領したお客さまの住民票は、非課税口座開設手続のためにのみ利用するもので、他の目的で利用することはございません。
- 住民票の取得までに最大2ヶ月程度を要する場合がございます。
- 市区町村によっては、委任状をご提出いただいた場合でも住民票の交付を拒否される場合がございます。この場合、当行からお知らせいたしますので、大変お手数ですがお客さまご自身で住民票を取得のうえ当行にご提出くださいますようお願いいたします。

## 投資信託についてのご注意

- 投資信託は預金ではなく、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券(外国証券については為替リスクもあります)等に投資するため、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本および分配金が保証されるものではありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 当行取扱の投資信託は、買付時のお申込手数料(申込金額に対し最大3.24%(消費税込))ならびに換金時の信託財産留保額(基準価額に対し最大1.0%)が必要となり、保有期間中は信託報酬(純資産総額に対し最大年率2.16%(消費税込))。ただし、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより、上記の料率を超える場合があります。また、固定報酬や成功報酬等を間接的にご負担いただく場合があります。)、監査費用、売買委託手数料、外貨建て資産の保管などに要する費用等が信託財産から支払われます。なお、これら手数料・費用については商品毎に異なりますので、表示することができません。
- 投資信託をご購入の際は「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえご自身でご判断ください。

・当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

・当資料は、平成26年5月1日時点の法令等をもとに当行が作成したものであり、今後税制改正等により変更となる場合があります。